

【フリースクール等で学ぶ子どもたちへの経済的な支援について】

1. 対象世帯

県内公立小中学校若しくは県立学校（通信制は除く。）に在籍する児童生徒、または県立学校を中退して在籍がない、若しくは県内公立中学校を卒業後進路が決定していない高校生年代の者で、対象となるフリースクール（以下「対象フリースクール」という。）を利用（学習塾としての利用は除く。）しようとする者がいる世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯。

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) 就学援助を受けている世帯
- (3) 保護者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税である世帯
- (4) 児童扶養手当を受給している世帯

2. 補助対象経費および補助金額

(1) 対象経費

対象フリースクールに支払う月ごとの利用料
(入学金、施設整備費、体験活動費の類を除く)

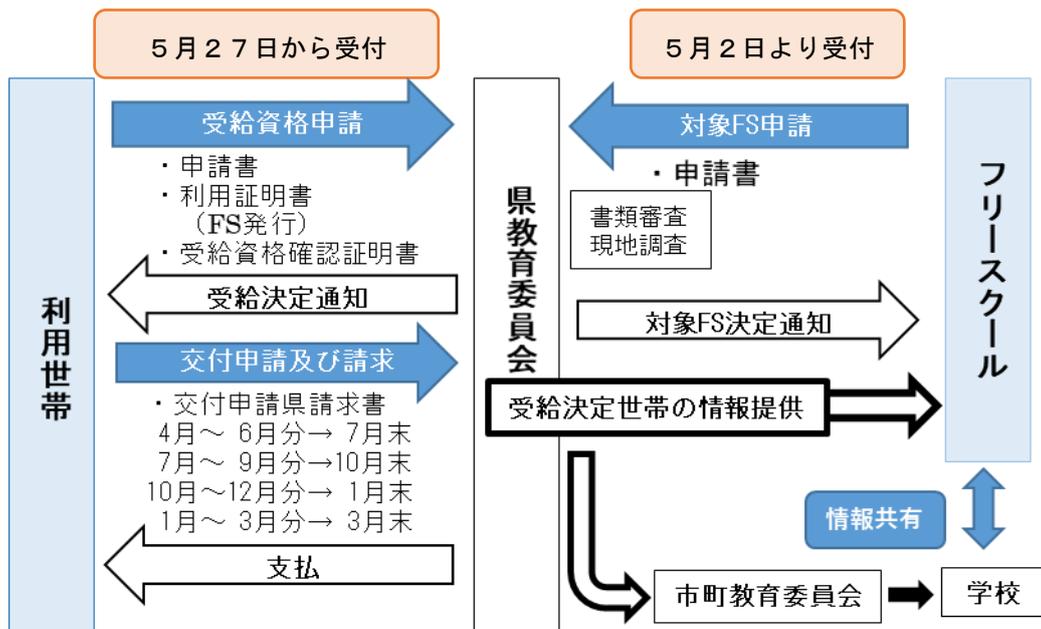
(2) 対象金額

ひと月の利用料の2分の1の額、1児童生徒等につき15,000円を上限

3. 対象フリースクールの要件

- (1) 不登校児童生徒等の将来の社会的自立をめざして、学習支援および教育相談等に関する取組の提供を主たる目的としていること。
- (2) 事業実施の前年度に指導要録上、出席と認められている県内の利用者がいること。
- (3) 利用者が在籍する学校で授業をしている時間帯に不登校児童生徒等の受入れができること。
- (4) 利用者が安全安心に活動できるよう、複数の者が指導支援（学習支援や相談業務）に携わることができること。
- (5) 利用料を明確にし、Webページ等で広く情報提供がされていること。
- (6) 利用者が在籍する学校の校長からの要請により、活動状況の情報を提供するなど、学校と連携できること。
- (7) その他、教育長の要請に応じて、活動状況の情報を提供したり現地調査に応じたりすること。

4. 制度のイメージ（フリースクール：FSと表記）



※県立学校の場合は、県教委から学校へ情報提供